

経営事項審査の承継について

★概要

個人事業主が法人を設立した場合（いわゆる「法人成り」）や個人事業主が事業を親族に譲渡した場合（いわゆる「代替わり」）に際しては、一定の条件を満たせば、経営事項審査の一部の項目について、承継することができます。

★承継できる項目

- 完成工事高
- 平均利益額
- 営業年数
- 経営状況

★承継の条件

- 個人事業主（被承継人）⇒法人（承継人）【法人成】
当期事業年度開始日からさかのぼって2年以内（又は3年以内）に被承継人から営業の主たる部分を承継した者であって、**次のすべて**に該当するもの
 - ①被承継人が建設業を**廃業すること**
 - ②被承継人が**50%以上**を出資して設立した法人であること
 - ③被承継人の事業年度と承継人の事業年度が**連続すること**
 - ④承継法人の**代表権を有する役員**が被承継人であること
 - ①について
個人事業主の許可について、**廃業届を提出**する必要があります
 - ②について
（例）資本金が500万円の場合、**250万円以上**を出資
 - ③について
（例）法人設立が4月1日の場合、**その前日**の3月31日に個人事業を廃業
 - ④について
個人事業主が**法人の代表取締役**に就任する必要があります

- 個人事業主（被承継人）⇒個人事業主（承継人）【代替わり】
当期事業年度開始日からさかのぼって2年以内（又は3年以内）に建設業者から建設業の主たる部分を承継した者がその**配偶者又は2親等以内の者**であって、**次のすべて**に該当するもの
 - ①被承継人が建設業を**廃業すること**
 - ②被承継人の事業年度と承継人の事業年度が**連続すること**
 - ③承継人が被承継人の業務を**補佐した経験**を有すること
 - ①について
個人事業主（被承継人）の許可について、**廃業届を提出**する必要があります
 - ②について
（例）被承継人廃業日が3月31日の場合、承継人が**その翌日**の4月1日に開業
 - ③について
「被承継人のもとで働いていた経験を有する」という意味です

★お問い合わせ先

建設業・契約管理課建設業指導係 TEL：0742-27-5429 FAX：0742-27-5313

★入札参加資格の承継

奈良県の入札参加資格承継については、別に要件が定められています。詳細については、建設業・契約管理課公共工事契約管理係（TEL：0742-27-7425）にお問い合わせください。